犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成28年3月23日　宇都宮地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　宇都宮地方検察庁　平成28年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年３月23日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年頃から平成27年５月11日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

田野正義が、業として金銭を貸し付け、法定の利率（１日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

〔主な犯行態様〕

○　他の顧客からの紹介やいわゆる口コミで来た顧客に対して、月15パーセント又は月20パーセントの金利で金員を貸し付ける。

○　金員貸付の契約が成立すると、借受人に契約金額の全額を現金手交する方法で貸付けを行う。

○　貸付期間は原則１か月間とし、期限までに元金と利息を合わせた金額が返済できないときは、利息額を支払えば元金の返済期日が１か月間延長される。

○　貸金の返済は、借受人から直接手渡しで受領する方法又は指定した銀行口座に振込送金させる方法で受領する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金74万円

6　支給申請期間　平成28年３月23日から平成28年４月22日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　宇都宮地方裁判所大田原支部

⑵　裁判年月日　平成27年９月10日

⑶　確定年月日　平成27年９月25日

⑷　被告人の氏名　田野　正義

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、栃木県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として２名に対し、金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息を受領するに際し、平成25年７月11日から平成26年６月11日までの間、前後17回にわたり、前記２名に、前記貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計74万円を、被告人が管理する栃木県那須塩原市本町７番６号所在の株式会社足利銀行黒磯支店に開設された他人名義の普通預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒320―0036　宇都宮市小幡２丁目１番11号　宇都宮地方検察庁　被害回復給付金担当

電話（代表）028―621―2525　内線388

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（宇都宮地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（宇都宮地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第８３０５号

金沢市西念１丁目15番19号
申立人　橋本　順子
本籍金沢市諸江町上丁640番地、最後の住所金沢市西念１丁目15番19号、死亡の場所金沢市、死亡年月日平成27年10月31日、出生の場所金沢市、出生年月日昭和35年９月16日、職業会社役員
被相続人　亡　橋本　光司
金沢市西念１丁目15番19号
相続財産管理人　橋本　順子
金沢家庭裁判所

平成２８年（家）第８１８７号

金沢市野町３丁目６番９号
申立人　出雲崎秀夫
本籍金沢市野町３丁目575番地、最後の住所金沢市西大桑町５番２号　ＪＵＮハイツ・２Ａ号、死亡の場所石川県野々市市、死亡年月日平成27年10月12日、出生の場所金沢市、出生年月日昭和42年５月８日、職業自営業
被相続人　亡　出雲崎武夫
金沢市大手町２番24号　ダイアパレス大手門８階
相続財産管理人　弁護士　清水　雅志
金沢家庭裁判所

平成２８年（家）第５００５号

福井市左内町７番27号
申立人　中尾　　亨
本籍福井市花月３丁目923番地、最後の住所福井県あわら市二面第87号26番地２　ハスの実の家、死亡の場所福井県あわら市、死亡年月日平成28年１月10日、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和13年２月23日、職業無職
被相続人　亡　上田　正幸
事務所　福井市春山１丁目１番40号
相続財産管理人　中尾　　亨
福井家庭裁判所

平成２８年（家）第３９８号

山梨県甲府市相生１丁目２番34号
申立人　山梨県民信用組合
本籍山梨県南アルプス市藤田4604番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所山梨県笛吹市、死亡年月日平成26年４月14日、出生の場所山梨県中巨摩郡藤田村、出生年月日昭和７年11月28日、職業会社代表者
被相続人　亡　浅川　和明
事務所　山梨県甲府市丸の内３丁目20番７号　フォワードビル４階　けやき通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　板山　俊一
甲府家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第４００７１号

横浜市中区山下町207　関内ＪＳビル８階
申立人　弁護士　原田　雅紀
本籍東京都中央区日本橋箱崎町12番地、最後の住所横浜市中区元浜町２丁目13番地１らいふアシスト馬車道、死亡の場所横浜市中区、死亡年月日平成27年７月21日、出生の場所東京府東京市小石川区、出生年月日大正12年５月１日、職業不詳
被相続人　亡　向山　静代
催告期間満了日　平成28年10月６日
横浜家庭裁判所